るのは「第81条の９の２第５項」と、同第五号中「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第155条の21第２項第２号」とあるのは「令第155条の21第２項第２号」と、同第八号中「第81条の９第５項第３号又は平成22年10月旧法第81条の９第４項第４号」とあるのは「第81条の９第４項第４号」と、「別表七㈠付表一から別表七㈢付表三まで」とあるのは「別表七㈠付表一及び別表七㈠付表二」と、同第九号中「第155条の22第９項各号」とあるのは「第155条の21の２第９項各号」とする。

6　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表十四㈣の書式の適用については、同表の記載要領第１号中「法人が法第61条の13（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が法第81条の３第１項（法第61条の13の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転につきこれらの規定の適用を受ける場合を除く。）又は法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）」とあるのは「法人が法」と、「若しくは連結法人が平成22年旧法」とあるのは「又は連結法人が法」と、同第二号中「各欄は、法第61条の13第２項から第４項まで又は平成22年旧法」とあるのは「各欄は、法」と、「第４項若しくは」とあるのは「第４項又は」と、「おいて、令第122条の14第４項第３号、第４号、第６号若しくは第７号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（次号において「平成22年旧令」という。）」とあるのは「おいて、令」と、「若しくは第155条の22第３項第１号」とあるのは「又は第155条の22第３項第１号」と、同第三号中「連結事業年度が令第122条の14第６項の規定又は平成22年旧令第122条の14第９項若しくは」とあるのは「連結事業年度が令第122条の14第９項又は」と、「法第61条の13第５項に規定する適格合併又は平成22年旧法第61条の13第３項若しくは」とあるのは「法第61条の13第３項又は」と、「適格合併若しくは」とあるのは「適格合併又は」とする。

7　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表十四㈤の書式の適用については、同表の記載要領第１号中「若しくは連結法人が法」とあるのは「又は連結法人が法」と、「場合又は法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第３項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が平成22年旧法第81条の３第１項（平成22年旧法第62条の７第１項の規定により平成22年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合」とあるのは「場合」と、同第二号中「行われた平成22年旧法」とあるのは「行われた法」とする。

8　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表十四㈤付表の書式の適用については、同表の記載要領第１号中「第123条の８第３項」とあるのは「第123条の８第２項」と、「同条第13項」とあるのは「同条第12項」と、「同条第３項」とあるのは「同条第２項」と、「若しくは連結法人が法」とあるのは「又は連結法人が法」と、「場合又は法人が法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（以下この号及び次号において「平成22年旧令」という。）第123条の８第２項（第５号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）（特定引継資産から除かれる資産の範囲等）の規定若しくは同条第12項において準用する同条第２項の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法」という。）第81条の３第１項（平成22年旧令第123条の８第２項の規定又は同条第12項において準用する同条第２項の規定により平成22年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合」とあるのは「場合」と、同第二号中「若しくは連結法人が法」とあるのは「又は連結法人が法」と、「場合又は法人が平成22年旧令第123条の９（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人が平成22年旧法第81条の３第１項（平成22年旧令第123条の９の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合」とあるのは「場合」と、「若しくは平成22年旧令第123条の９第１項第１号に規定する」とあるのは「に規定する」と、「又は令第123条の９第７項第１号に規定する移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の算定」とあるのは「の算定」と、同第三号中「行われた平成22年旧法」とあるのは「行われた法」とする。

9　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表十七㈢の四付表一の書式の適用については、同表の記載要領第１号中「次号及び第５号」とあるのは「第５号」と、同第二号㈠中「適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号及び第４号において「適格合併等」という。）」とあるのは「適格合併」と、「適格合併等に」とあるのは「適格合併に」と、「又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」とあるのは「の当該適格合併の日」と、同号㈢中「若しくは被現物分配法人又は平成22年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の６の２（定義）に規定する」、「若しくは適格現物分配（適格現物分配にあつては残余財産の全部の分配を除く。）又は平成22年旧法第２条第12号の15に規定する」及び「若しくは現物分配法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する」とあるのは「又は」と、同第四号中「適格合併等」とあるのは「適格合併」とする。

10　新規則別表十八の二から別表十八の二付表三までの書式は、平成二十二年十月一日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第二項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の七十六第三項中「別表九㈣」を「別表九㈠」に、「別表十二㈠」を「別表十二㈠」に、「別表十二㈣」を「別表十二㈣」に、「別表十四㈢」を「別表十四㈠」に改める。